

新潟市軽自動車税(種別割)広告掲載募集要項

1 広告媒体の概要

- (1) 媒体
令和8年度軽自動車税(種別割)納税通知書用封筒
- (2) 発行部数(予定)
約188,000部
- (3) 発送対象者
軽自動車税(種別割)の納税義務者に郵送
- (4) 発送時期
令和8年5月中旬に一斉発送予定

2 広告の規格

- (1) 掲載位置
封筒裏面全面
- (2) 掲載サイズ
縦7センチメートル×横17センチメートル
- (3) 刷色
市が指定する色(1色)

3 広告枠

1枠

4 広告掲載料(最低価格)

- (1) 最低価格を210,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とし、この価格以上からの申し込みとなる。最低価格以上でない場合は、広告枠を提供できない。
- (2) 掲載料には、封筒への印刷費を含み、デザイン等の広告製作費は広告主の負担とする。

5 募集期間

令和7年12月8日(月曜)から令和8年1月6日(火曜)まで

6 広告掲載基準等

- (1) 掲載できない業種、事業者
新潟市広告掲載基準第4条の各号に該当する者及び市税を滞納している者の広告。
- (2) 掲載できない広告
新潟市広告掲載要綱第3条の各号、新潟市広告掲載基準第5条各号及び市税を滞納している者の広告。
- (3) 広告の欄外に次の文章を掲載する。
「新潟市では、市の自主財源確保と市民サービスの向上を図ることを目的に軽自動車税(種別割)納税通知書用封筒に有料で広告を掲載しています。」
「広告スポンサーと新潟市軽自動車税業務とは直接関係ありません。」

7 申込方法及び掲載までの流れ

- (1) 新潟市軽自動車税(種別割)広告掲載申込書に見積書、広告案及び市制度用納税証明書(市税に未納がない旨の証明)を添付して提出する。提出された書類は返却しない。
提出方法:持参又は郵送(1月6日までの消印有効)で提出すること。
- (2) 見積り合わせにより、原則として最低価格以上でより最高額を提示した申込者を広告主として決定する。掲載可否の決定後、広告掲載(不掲載)決定通知書を郵送する。
- (3) 掲載決定通知書を受け取った事業者は、承諾書及び広告原稿を市民税課に提出する。
- (4) 提出された広告(案)を基本に校正、その際に市民税課より広告内容の修正を依頼する場合がある。
- (5) 広告を掲載した封筒で納税通知書を発送。

8 広告掲載料の納入

広告掲載料は、掲載の決定後、市が指定する納付書により、市が指定する期日までに一括して前納するものとする。

9 広告掲載決定の取消

広告掲載を決定した場合においても、次のいずれかに該当することとなったとき、市は広告掲載決定を取り消すことができるとしている。

- (1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (3) 広告主又は広告の内容が各種法令等に反し、若しくはそのおそれがあるとき、又は本募集要項に反するものであるとき。
- (4) 上記に掲げるもののほか、市が広告の掲載を適当でないと認めるとき。

10 広告掲載の取消

市は、広告主が新潟市広告掲載要綱及び新潟市広告掲載基準の規定に抵触したとき、又は市税の滞納があったときは、広告主への何らの手続きを経ることなく、広告の掲載を取り消すことができるとしている。

11 広告掲載料の返還

既納の広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

12 広告主の責務

- (1) 広告主は、広告内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。
- (2) 広告主は、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- (3) 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

13 申し込み・問い合わせ

〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル3階

新潟市財務部市民税課法人・諸税係（古町ルフル3階5番窓口）

電話：025-226-2251

FAX：025-223-4958

E-Mail：shiminzei.to@city.niigata.lg.jp